

○地域の活力創生チャレンジ事業支援金交付要綱

平成18年3月24日

町要綱第2号

沿革 平成19年3月26日町要綱第32号

平成19年12月26日町要綱第48号

平成25年3月22日町要綱第2号

平成25年9月30日町要綱第28号

平成25年12月27日町要綱第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、下諏訪町協働推進条例（平成16年下諏訪町条例第3号）に基づき、下諏訪町が個性とアイデアあふれる活力あるまちづくりを推進するため、町民等が自主的及び主体的に行う事業に対して、地域の活力創生チャレンジ事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、下諏訪町補助金等交付規則（平成15年下諏訪町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、町内において公益活動を行う町民等とする。ただし、構成員が未成年者の場合は、公益活動に対し責任を負える成人者が参加していること。

(交付対象事業)

第3条 支援金の交付対象事業は、町民等が町内において行う社会性の高い自主的かつ公益的な事業とする。ただし、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 町が交付するこの要綱以外の補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県の支出する支出金若しくは補助金等の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(交付対象経費)

第3条の2 支援金の交付対象経費は、事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を

控除したものとする。

- (1) 団体の運営費及び人件費並びに事務所の維持管理経費
 - (2) 食糧費
 - (3) 直接事業に関わらない視察等の経費
 - (4) その他町長が不相当と認める経費
- (支援金の交付額)

第4条 支援金の交付額は、1事業100万円を上限とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が定める期限までに地域の活力創生チャレンジ事業支援金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 交付金の申請をした者は、第13条に規定する審査会による審査を受けるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、審査会の意見を基に支援の可否及び支援額を決定し、速やかに申請者に地域の活力創生チャレンジ事業支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 町長は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付目的を達成するために必要があるときは、支援事業者に対し条件を付することができる。

(交付請求)

第7条 前条により交付決定通知を受けた者は、地域の活力創生チャレンジ事業支援金交付請求書(様式第3号)により、支援金を請求するものとする。

(事業の変更及び中止)

第8条 支援金の交付を受けた者が、やむを得ない事情により事業の主要な部分を変更又は事業を中止する場合は、速やかに町長に地域の活力創生チャレンジ事業(変更・中止)承認申請書(様式第4号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長が前項の規定により承認をした場合は、地域の活力創生チャレンジ事業（変更・中止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業報告）

第9条 支援金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに地域の活力創生チャレンジ事業報告書（様式第6号）を町長に提出し、審査会の審査を受けるものとする。

（支援金の返還）

第10条 町長は、審査会において事業報告書に基づき事業内容及び収支決算について審査した結果、事業を中止した場合のほか不適切と認められる場合は、支援金の一部又は全部を返還させることができる。

（申請の回数）

第11条 支援金申請事業については、毎年度審査するものとし、採択を受けた同一申請者による同一事業の再申請は、2回までに限る。

（支援金の普及広報）

第12条 支援金により整備した施設や設備、成果品又は取得した物品等には、原則支援金の交付を受けた年度及び支援金を活用した旨の表示を行うこととする。なお、表示に係る経費は支援対象とする。

（審査会の設置）

第13条 支援金の交付について審査を行うために、地域の活力創生チャレンジ事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の任務）

第14条 審査会は、事業に係る支援の可否及び支援額について審査するとともに、事業報告にあつては事業内容及び収支決算を審査し、審査結果を町長に報告するものとする。

（審査会の組織）

第15条 前条の審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 下諏訪町協働推進審議会委員
- (2) 下諏訪町行政改革審議会委員
- (3) 識見を有する者

(4) 公募による町民

(審査委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第17条 審査会の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成26年度分の支援金から適用する。

附 則 (平成25年12月27日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度分の支援金から適用する。

附 則 (令和3年3月22日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。